

電気事業法に係る立入検査結果

令和2年度第4四半期（令和3年1月～3月）の状況

<今期検査結果の概要>

今期は事業用電気工作物1事業場、自家用電気工作物6事業場の立入検査を実施しました。その結果、次の事項を指摘しました。

なお、指摘した事項については、検査を実施した日から原則30日以内に改善の報告を求め、改善状況について確認しています。

<今期検査の実施事業場数等>

検査実施事業場数	うち指摘事項等のあった事業場数
7	1

<主な指摘事項等>

指摘事項	該当条文等	指摘件数
電技省令4条及び電技省令解釈46条第2項1号、2号、4号、5号、7号の適合が確認できなかった。適合できるための合理的な説明を行うこと	電技省令第4条 電技解釈第46条	1